

入札監理小委員会の審議結果報告 「中国若手行政官等長期育成支援事業」

1. 業務の概要及びこれまでの経緯について

公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表において選定された案件である。平成 30 年 4 月～34 年 3 月の 4 年間に続き、今回、市場化テスト 2 期目である。

- 業務概要：中国の優秀な若手行政官等を我が国大学（修士課程等）に原則 2 年間留学生として受け入れることで親日派・知日派を育成。
- 業務内容：平成 24 年度より実施しており（以前は ODA 事業として実施）1 事業 4 年サイクルとし 1 年目は選考、2・3 年目は受け入れ、4 年目は帰国後の同窓会活動の支援等を行う。
- 事業期間：平成 31 年 4 月～平成 35 年 3 月（予定）
※ 日本への留学期間は平成 32 年 9 月から原則 2 年間。
- 選定経緯：一般財団法人日本国際協力センターによる 1 者入札が続いており競争性に課題。また、契約方式も随意契約となっている点について改善の余地があるものとして、自主選定されたもの。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

本事業の評価は未実施である（第 1 期は 2021 年 5 月の予定、第 2 期は 2022 年 5 月予定）。

3. 議論のポイント（※頁数は資料 5—2 右下の通し番号）

新規参入、応札者拡大を促す取組をしているか。

- 本年、説明会に参加したものの応札に至らなかった者へのヒアリングを実施。この結果を踏まえ公告期間を 37 日間→44 日間へ見直し（10/105 頁）。

4. その他の修正変更について（※頁数は資料 5—2 右下の通し番号）

- より正確性を高めるための語句の修正（3/105 頁他）
- 時点修正（1/105 頁他）

5. 実施要項（案）の審議結果について（※頁数は資料 5—2 右下の通し番号）

以下の点について委員から意見があり、これを踏まえ外務省において検討し実施要項案を修正。

【意見①】

実施要項案（4/105 頁）「意思決定」について、事業者の行う業務を明確にするため、在中国日本国大使館及び中華人民共和国から構成される現地運営委員会

が行う意思決定の内容を明記すべき。

【対応①】

指摘を踏まえ、実施要項案（4/105 頁）「ウ（ウ）本事業における意思決定機関」の表記を「ウ（ウ）本事業の事業方針決定における意思決定機関」に改める。また、入札説明会において、現地運営委員会は事業方針決定における意思決定を行う点、補足説明を行う。

【意見②】

実施要項案（35/105 頁）「3. 留学生の募集選考・大学への出願手続き」について、募集選考の方針及び意思決定は現地運営委員会にあり、事業者は募集選考の支援を行うということであれば、事業者の請負う業務は「支援」である点を明記すべき。

【対応②】

指摘を踏まえ、実施要項案（35/105 頁）「3. 留学生の募集選考・大学への出願手続き」を「3. 留学生の募集選考・大学への出願手続き支援」に改める。

6. パブリック・コメントの対応について（※頁数は資料5-2 右下の通し番号）

外務省において、平成30年11月7日(水)から平成30年11月20日(火)までパブリック・コメントを実施したところ、1者から14件の意見が寄せられた。

内容を検討した結果、語句修正など修辭的なものであるがより正確性を高めるため修正している（4/105 頁他）。